

○福岡県警察重要事件等捜査本部運営要綱の制定について（概要）

（平成3年福岡県警察本部内訓第5号）

この内訓は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22号の規定により設置する捜査本部のうち、社会的反響の大きい重要事件又はこれに発展するおそれのある事件の捜査に係る捜査本部の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

1 設置

- (1) 重要事件等捜査本部の設置
- (2) 設置の場所
- (3) 重要事件等捜査本部の名称
- (4) 設置の通報

2 組織

- (1) 重要事件等捜査本部の編成
- (2) 捜査本部長及び捜査本部員の任務等
- (3) 捜査本部員の確保

3 運営

- (1) 捜査の進展に応じた編成
- (2) 捜査指揮の徹底
- (3) 捜査会議の効率的開催
- (4) 捜査本部員の弾力的な勤務運用
- (5) 関係都道府県警察との連携
- (6) 多角的広報の推進
- (7) 情報の合理的かつ適切な管理
- (8) 秘密の保持
- (9) 装備資機材の迅速な確保
- (10) 適切な処遇の確保

4 重要事件等捜査本部事件の捜査に対する協力

5 解散

- (1) 重要事件等捜査本部の解散
- (2) 解散の通報

6 未検挙解散事件に対する措置

- (1) 事件の引継ぎ
- (2) 継続捜査の推進

などの項目からなっている。